

わたしの提言

○投稿内容：森林伐採に関する条例の制定について

趣旨

八幡平市に開発前の事前協議や住民説明会の義務付け、伐採面積や方法の制限、水源地域周辺の開発制限などの条例を求める。

(2026 年 7 月)

○回 答

地域森林計画の対象となっている民有林において森林の伐採を行う場合、森林等の法令に基づき、市町村長への届出または都道府県知事等の許可が必要となります。

森林を伐採する場合は、伐採を開始する 30 日前までに、森林が所在する市町村長に対し伐採及び伐採後の施業の届出を提出する必要があります。また、開発面積が 5,000 m²を超える太陽光発電設備の設置を目的とする場合や、開発面積が 1 ha を超える住宅地造成等の大規模な伐採を行う場合は、都道府県知事による開発許可が必要です。加えて、対象の森林が保安林等による規制区域内に所在する場合は、各法律に基づく個別の届出が求められます。

以上のとおり、森林の伐採や開発行為については、関係する法令により既に規制が明確に定められていることから、これらの法令を適切に運用していくことで適正な管理が可能であり、市独自の新たな条例を制定する必要はないものと考えます。

市としましては、林業振興や水源のかん養、土砂災害防止の観点から、既存の法令に基づく手続きが適正に行われるよう、開発前の事前相談の段階から指導と周知に努めてまいります。

(産業建設部 農林課)

事業評価区分：D (実施・改善は難しい)
